

板橋区登録猫ボランティア 活動ガイドライン

目次

1	飼い主のいない猫をめぐる地域の問題.....	1
2	対策の推進.....	1
	【区の目的】	1
	【区の方針】	1
3	ボランティアの登録.....	1
4	活動内容.....	3
5	区の支援.....	7
6	助成金申請の流れ.....	8
	【ワンちゃんバンク】	10
7	活動の注意点.....	11
8	登録の変更等が生じたら.....	11
9	登録ボランティア証を紛失したとき.....	12
10	年度末の手続き	12
11	活動を終了するとき	12
12	登録抹消要件	12
13	担当・問い合わせ	13
	各種届出申請用紙.....	14

1 飼い主のいない猫をめぐる地域の問題

現在、板橋区の各地で、飼い主のいない猫による糞尿や鳴き声の迷惑行為が発生し、生活衛生課に相談が寄せられています。しかし、その猫たちも、厳しい外の世界で生きていかざるを得なくなった被害者でもあります。

これらの問題を解決していくためには、地域の皆さまのご理解・ご協力のもと、地域猫活動に取り組むことが効果的とされています。

2 対策の推進

地域猫活動とは、飼い主のいない猫に去勢・不妊手術を実施し、適切なえさやり・トイレの管理を行い、飼い主のいない猫を地域猫として適正管理する活動です。活動は、地域住民を主体として、ボランティア・行政が連携して行います。

地域猫のほか、人に慣れている猫や生まれたばかりの子猫は、新たな飼い主を探し、引き取ってもらうという選択肢もあります。

板橋区では、以下の区の目的を達するために、区の方針に則り、それらの猫に関する活動を行うボランティアを支援していきます。

【区の目的】

猫に係る地域の環境問題を住民の意思による活動により解決し、より良い地域環境を目指すことを目的とする。

【区の方針】

- ①地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮して行うこと。
- ②飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと。
- ③猫による地域トラブルを減少させていくこと。

3 ボランティアの登録

(1) 登録ボランティア制度について

板橋区では、先に述べた区の目的を達するために、区の方針に則り、活動をしていただくボランティアの方々を「板橋区登録猫ボランティア」として登録し、地域での活動をよりスムーズに行えるよう支援いたします。また、登録ボランティアの証明として、登録ボランティア証をお渡しさせていただきます。

登録後は、申請時に自身で設定した活動内容・活動範囲において活動していただくこととなります。

(2) 登録の条件について

ボランティアの登録は、個人・団体のいずれかで行うことができます。登録条件は、以下のとおりです。

- ①先に述べた区の目的・方針に賛同し、区と協力して活動を推進すること。
- ②板橋区に居住する成年であること。(個人の場合)
- ③代表者及び構成員の半数以上が、板橋区に居住する成年であること。(団体の場合)
- ④登録ボランティアとしての活動は、板橋区内において行うこと。
- ⑤地域住民の理解を得るように努力し、活動すること。
- ⑥区が実施する登録ボランティアに係る説明会等に参加すること。

※未成年の方が活動に参加する場合は、活動を共にする登録ボランティアの方が自らの責任において、監督を行うようにしてください。

(3) 登録ボランティアの責務について

登録後、登録ボランティアとして活動する際は、以下の事項を遵守してください。

- ①活動範囲周辺における飼い主のいない猫のために給餌を適切に行い、トイレ等を適切に設置・管理し、清掃をして地域住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。
- ②活動範囲周辺の飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術が実施されるよう努めること。
- ③地域住民に対し、活動の内容等について理解を得られるよう努めること。
- ④飼い主のいない猫を保護する場合は、飼育環境を清潔に保ち、適正飼養に努めること。
- ⑤飼い主のいない猫を譲渡する場合は、飼育希望者と誠意をもって譲渡について相談すること。

(4) 登録期間について

登録ボランティアとして登録される期間は、登録日の年度を含む3年度間となります。(例：令和7年度中に登録を受けた場合、登録期間は令和10年3月31日まで)

また、毎年3月20日までに、活動報告書のご提出が必要です。

登録期間満了日以降も登録ボランティアとして活動を希望される場合は、更新申請書のご提出が必要です。

4 活動内容

登録ボランティアの活動は、大きくわけて4つです。

- (1) TNR 活動
 - (2) 猫の譲渡活動
 - (3) 活動の地域への周知活動
 - (4) 関係者会議への参加
- } いずれか片方、もしくは両方行うか登録時に選択

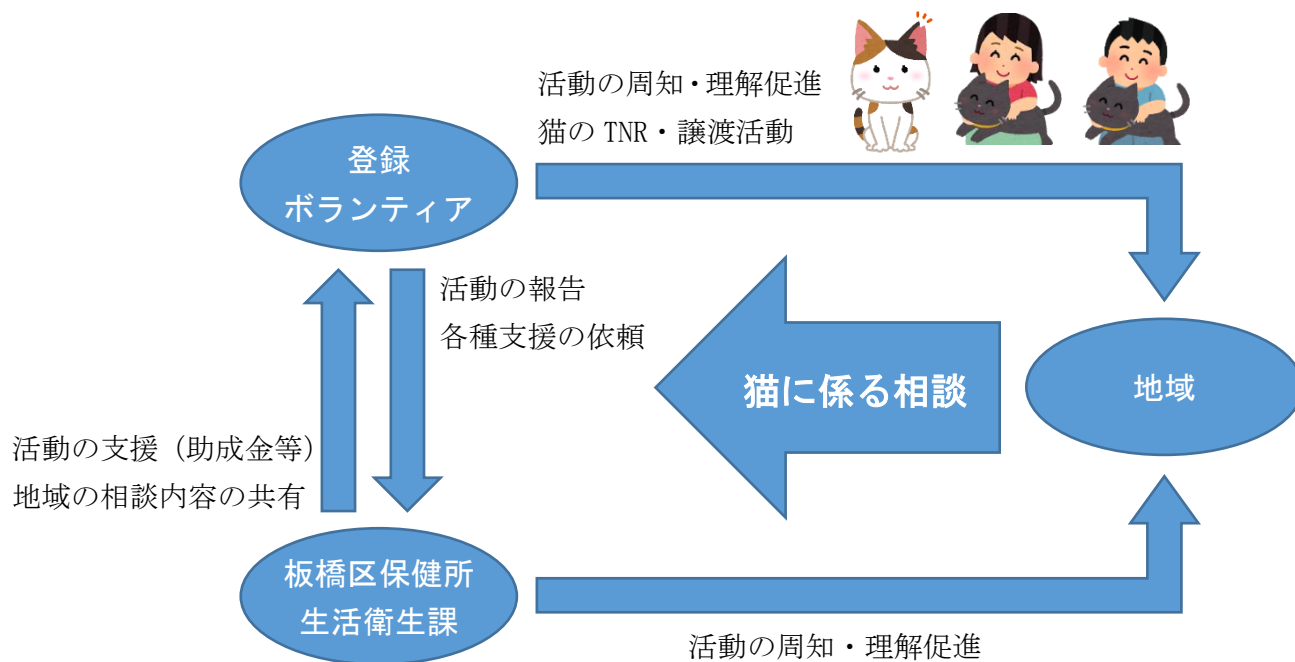
【活動範囲について】

活動範囲は、原則として、登録を申請する際にご申告いただいた範囲です。

活動範囲を変更する場合は、「登録事項変更届」もしくは、登録の更新時に提出する「更新申請書」で変更の届出を行ってください。

例外として、一時的に範囲外で活動を行う場合は、事前に生活衛生課にご連絡ください。

【地域での活動イメージ】



【活動に対する区の支援】

登録ボランティアの皆さまに対し、区から、活動に必要な物品の貸出や支給、助成金の交付等の支援を行います。

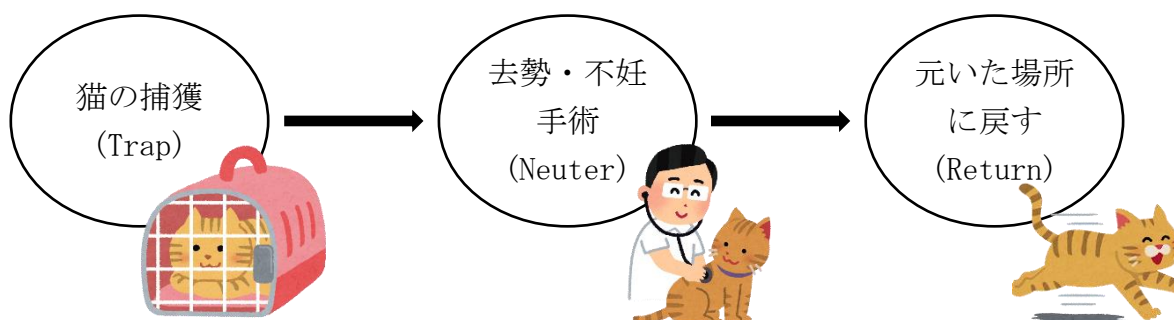
詳細は、「5 区の支援」のページをご確認ください。

(1) TNR 活動

TNR とは、(Trap・Neuter・Return) の略で、飼い主のいない猫を捕獲し、去勢・不妊手術を行い、元いた場所に戻す活動です。

この活動により、地域にいる飼い主のいない猫の繁殖を防ぎます。

【活動イメージ】



①猫の捕獲 (Trap)

- ・地域で飼い主のいない猫を捕獲します。
- ・去勢・不妊手術を行う日程を、あらかじめ手術を行う動物病院と決めておきましょう。
- ・捕獲に当たっては、近隣の飼い猫を捕獲してしまう可能性があります。事前に近隣に捕獲日程を周知し、トラブルを防ぐようにしましょう。
- ・捕獲に必要な捕獲器は、区で貸し出しを行っています。

②去勢・不妊手術 (Neuter)

- ・動物病院で、捕獲した猫に去勢・不妊手術を実施します。
- ・手術をした猫は、手術済であることが目視できるように、耳にV字のカットを入れてください。
- ・手術の費用は、区から一部助成しています。
助成金を申請する予定の方は、動物病院で手術をする前に、「6 助成金申請の流れ (1)」のページをご確認ください。

③元いた場所に戻す (Return)

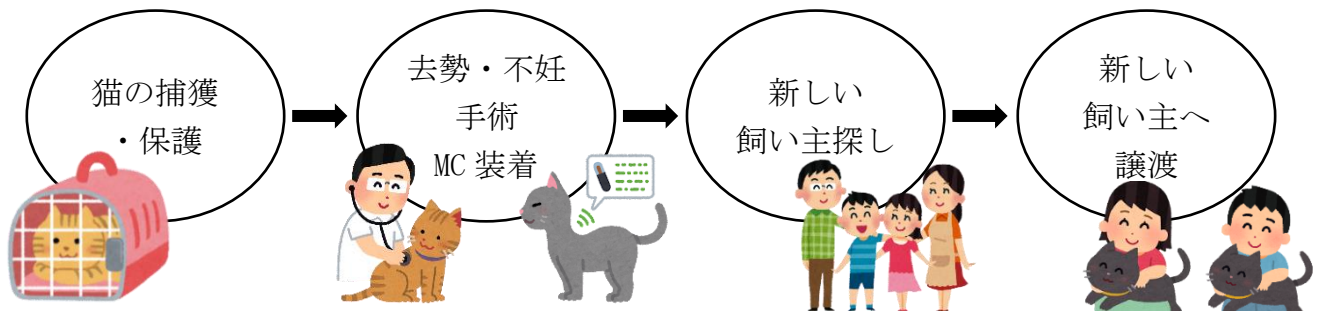
- ・去勢・不妊手術が終わった猫を、元いた場所に戻します。
- ・捕獲した場所と異なる場所に猫を放してしまうと、動物の遺棄等の法令違反（動物の愛護及び管理に関する法律）にあたる可能性がありますので、やめましょう。
- ・地域住民と協力して、給餌やトイレの管理を継続して行い、一代限りの命をやさしく見守りましょう。

（２）猫の譲渡活動

飼い主のいない猫を保護し、新たな飼い主に譲渡する活動です。

※飼い主のいない猫以外の猫（現飼い主がいる猫等）の保護、譲渡を行う場合は、事前に生活衛生課までご相談ください。

【活動イメージ】



①猫の捕獲・保護

- ・ 飼い主のいない猫を捕獲・保護します。
- ・ 去勢・不妊手術を行う日程を、あらかじめ手術を行う動物病院と決めておきましょう。
- ・ 捕獲に当たっては、近隣の飼い猫を捕獲してしまう可能性があります。事前に捕獲日程を近隣に周知し、トラブルを防ぐようにしましょう。
- ・ 捕獲に必要な捕獲器は、区で貸し出しを行っています。

②去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着

- ・ 動物病院で、捕獲・保護した猫に去勢・不妊手術とマイクロチップの装着を行います。※譲渡する前に両方を実施することを原則とします。
- ・ 手術・マイクロチップ装着の費用は、区から一部助成しています。申請方法の詳細は、「6 助成金申請の流れ（２）」のページをご確認ください。

③新しい飼い主探し

- ・ 新しい飼い主を探します。
- ・ 飼い主探しにあたっては、区の制度「ワンニャンバンク」を利用することができます。ワンニャンバンク以外の里親募集サイトも利用することで、マッチングの機会を増やすことができます。
- ・ 飼い主を探している間、猫のお世話に必要な物品を区から支給します。

④新しい飼い主へ譲渡

- ・ 新しい飼い主が決まったら譲渡します。
- ・ 譲渡にあたっては、トライアル期間を設けるなど、トラブルにならないように新しい飼い主の方とよく話し合います。

(3) 活動の地域への周知活動

この活動は、地域の中に入り、行っていくものです。活動をうまく進めるためには、地域住民の理解を得ることが必要になります。地域住民の理解が得られるよう、活動の内容や目的等を積極的に周知し、地域住民とのトラブルを避けるよう心がけましょう。

地域住民の理解が得られると、餌やりをする場の提供を受けたり、捕獲の協力といった支援を受けられたりする可能性が高くなります。地域住民の協力を得られれば、活動はさらに加速していきます。

周知にあたり、チラシ等が必要な場合やその他相談事項がありましたら、生活衛生課までご相談ください。

(4) 関係者会議への参加

生活衛生課にて開催する関係者会議にご参加いただきます。

生活衛生課と登録ボランティアで開催する会議を、年に1度以上開催します。意見交換やボランティアの皆さま同士の交流の場としてご活用ください。

※開催方法については、事前にお知らせします。

※参加が難しい場合は、事前に生活衛生課までご連絡ください。

5 区の支援

板橋区では登録ボランティアの皆さまに対し、以下のような支援を行います。

(1) 登録ボランティア証の発行

登録されたボランティアの方に対し、区から登録ボランティア証をお渡しします。活動の際、地域住民の理解を得るための手段としてお使いください。

※登録ボランティア証は、他人に貸与または譲渡してはいけません。

※活動の際は、必ず登録ボランティア証を常に携帯してください。

(2) 去勢・不妊手術及びマイクロチップ装着費用の助成

譲渡予定の猫及びTNRの猫について、予算の範囲内で費用の一部を助成しています。申請期限はございませんが、予算に限りがありますので、お早めのご申請をお願いいたします。

去勢・不妊手術	オス：10,000 円/匹 メス：16,000 円/匹	※手術費用を上限とする
マイクロチップ装着	7,500 円/匹	※装着費用を上限とする

※板橋区で生活する猫を助成対象とします。

※マイクロチップ装着費用の助成は、TNRの猫は対象外とします。

※申請方法の詳細は、「6 助成金申請の流れ」のページをご確認ください。

(3) 必要物品の貸出・支給

貸出物品リスト	○捕獲器 ○猫用2段ケージ ○猫トイレ ○ポータブルキャリー（ソフトタイプ） ○トレイルカメラ ○登録ボランティアビブス
支給物品リスト	○トイレ砂 ○ペットシート ○タオル ○消臭剤 ○忌避剤

※物品の在庫には限りがありますので、ご希望の際は事前に生活衛生課までお問い合わせください。

※トレイルカメラを使用するには、ご自身で単3電池を4本ご用意いただく必要があります。

※ビブスは、貸与を受けた登録ボランティアご本人の使用に限ります。

※貸出物品を使用する機会がなくなった場合や、登録ボランティアとしての活動を終了する場合は、すみやかに生活衛生課へ返却してください。

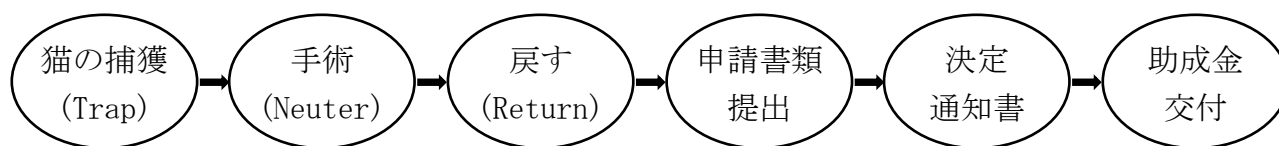
※返却時は、汚れを落とす等、きれいにしてから返却してください。

(4) 活動に係るチラシ等の作成・印刷支援

ポスティング用のチラシ等について、作成、印刷の支援を行います。

6 助成金申請の流れ

(1) 猫の TNR を行う際の申請の流れ



①猫の捕獲 (Trap)

②去勢・不妊手術 (Neuter)

領収書に、「飼い主のいない猫」の手術である旨の記載が必要です。

その他、領収書の確認事項を助成金申請書に記載しています。確認事項に沿った内容の領収書を、動物病院に発行していただいでください。

※団体登録の方は、領収書の宛名が代表者になるようお願いいたします。

③元いた場所に戻す (Return)

④申請書類の提出

各種届出申請用紙のページにある「助成条件」にご同意の上、ご申請ください。

【提出書類】

- ・助成金申請書・請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書(第1号様式)
- ・動物病院が発行した去勢・不妊手術の領収書(原本)

⑤猫の譲渡・TNRに係る費用助成金交付決定通知書の交付

申請書類受領後、書類の確認を行い、不備がなければ生活衛生課から決定通知書を交付します。

不備があった場合には、ご連絡いたします。

⑥助成金の交付

申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

お振込みは、申請した月の翌月末日頃になります。

【注意事項】

- ・助成金を営利目的に使用することはお控えください。
- ・他の助成事業である「飼い主のいない猫の去勢・不妊手術費助成事業」と重複して申請することはできません。
- ・特段の事情がない限り、猫に耳カットをしてください。

(2) 猫の保護・譲渡を行う際の申請の流れ



①猫の捕獲・保護

②去勢・不妊手術及びマイクロチップの装着

領収書の確認事項を助成金申請書に記載しています。確認事項に沿った内容の領収書を、動物病院に発行していただけてください。

※団体登録の方は、領収書の宛名が代表者になるようお願いいたします。

③申請書類の提出

各種届出申請用紙のページにある「助成条件」にご同意の上、ご申請ください。

【提出書類】

- ・助成金申請書・請求書及び手術完了届兼支払金口座振替依頼書(第1号様式)
- ・動物病院が発行した去勢・不妊手術とマイクロチップ装着の領収書(原本)
- ・飼い主募集申請書(第2号様式)
- ・申請する猫の写真(データの場合は、メール提出可)

提出先メールアドレス: ki-seiei@city.itabashi.tokyo.jp

④猫の譲渡・TNRに係る費用助成金交付決定通知書の交付

申請書類受領後、書類の確認を行い、不備がなければ生活衛生課から決定通知書を交付します。

不備があった場合には、ご連絡いたします。

⑤助成金の交付

申請書記載の口座に助成金を振り込みます。

お振込みは、申請した月の翌月末日頃になります。

【注意事項】

- ・助成金を営利目的に使用することはお控えください。
- ・保護・譲渡猫の申請をする際は、ワンニャンバンクへの登録が必要です。
※ワンニャンバンク以外で新しい飼い主を探していただけて構いません。
※ワンニャンバンク以外で新しい飼い主が見つかった場合は、登録を削除しますので、生活衛生課までお電話ください。

【ワンニャンバンク】

ホームページ
はこちら ▶

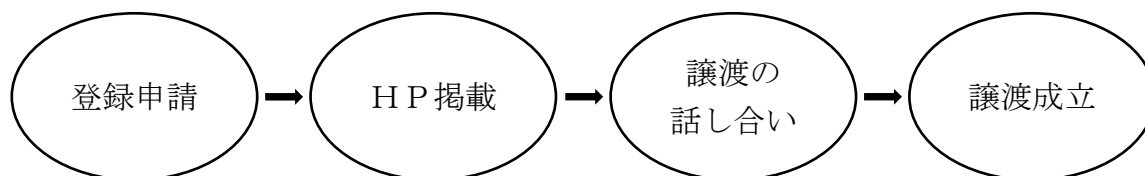


○ワンニャンバンクとは？

板橋区の公式ホームページ内で、犬と猫の新しい飼い主を探す制度です。

下記に大まかな流れを記載しています。詳細は、ワンニャンバンクホームページ「犬や猫を譲りたい方」「手続きの流れ」をご確認ください。

○手続きの流れ



①登録申請

飼い主募集申請書と猫の写真を生活衛生課に提出します。

②HP掲載

受領した猫の写真や情報を、生活衛生課職員が区ホームページに掲載し、新しい飼い主を募集します。

※ワンニャンバンク登録中も、他の手段で新しい飼い主を探していただいても構いません。

③譲渡の話し合い

引き取り希望者が現れたら、生活衛生課から引き取り希望者に、登録者の連絡先を伝えます。

その後、個人間で引き取り希望者と譲渡に向けて話し合ってください。（譲渡日程や、トライアルの実施など）

④譲渡成立

両者の合意ができれば譲渡成立です。

譲渡が完了したら、その旨を生活衛生課までお電話ください。

ワンニャンバンクの登録を削除します。

【注意事項】

- ・ 飼い主募集申請書（第2号様式）の裏面に、ワンニャンバンク利用時の注意事項を記載していますので、ご確認ください。

7 活動の注意点

(1) 地域の理解を得る（トラブルを避ける）

地域で活動を行っていくためには、地域住民に活動について理解を得ることが必要になります。理解を得ずにこちらの言い分を無理やり押し通そうとすると、活動の妨害をされたり、警察に通報されるなど、トラブルに発展する可能性が非常に高くなります。トラブルに発展してしまうことは、双方にとって良いことはありません。理解を得るために、地域住民の意見に耳を傾け、良い関係づくりを心掛けてください。

また、活動内容について一定の保証をするために、活動の際は登録ボランティア証を常に所持し、必要に応じて説明してください。

(2) 猫を捕獲するときの注意点

地域にいる猫は、誰かの飼い猫や、地域の誰かがかわいがっている猫の可能性があります。そのような猫を急に捕まえて、手術を行ったり、譲渡してしまうと、地域でトラブルになりかねません。トラブルを防ぐために、現地調査を行い、状況を把握することに努めましょう。地域で猫に餌やりを行っている方は、その地域の猫に詳しく、活動の一助になるかもしれません。

(3) 猫の餌やりに関する注意点

地域において猫に給餌をするときは、決めた時間、場所で行い、置き餌をしない等、適切な給餌をしましょう。他人の土地や公共の場で給餌等の活動をするときは、その土地の所有者や管理者に事前に申し入れをしましょう。

8 登録の変更等が生じたら

登録内容に変更が生じたときは、登録事項変更届をご提出ください。

なお、登録更新時に登録内容を変更する場合は、更新申請書のご提出をもって、変更することができます。

【変更した場合、届出が必要な登録事項】

ボランティアの情報に関すること	個人	住所、電話番号
	団体	構成員の追加・脱退 構成員の住所、電話番号
活動に関すること	活動内容（TNR 活動、猫の譲渡活動） 活動範囲	

9 登録ボランティア証を紛失したとき

登録ボランティア証を紛失するなどしたときは、登録猫ボランティア証再交付申請書・顔写真のご提出により、登録ボランティア証を再発行することができます。

再発行後、紛失した登録ボランティア証が見つかった際は、速やかに区へご返却ください。

10 年度末の手続き

(1) 活動報告書の提出

毎年3月20日までに、当該年度に行った活動について、活動報告書に記載の上、ご提出をお願いいたします。

(2) 更新申請書の提出

登録期間満了日以降も登録ボランティアとして活動を希望される方は、登録期間満了日の1か月前までに、更新申請書のご提出をお願いいたします。

11 活動を終了するとき

登録ボランティアとしての活動を終了する場合や、「3 ボランティアの登録(2)」の登録条件に該当しないこととなった場合は、終了届をご提出ください。

※区が配布した証明書や物品は、速やかにご返却ください。

12 登録抹消要件

以下の要件のいずれかに該当する方に対しては、登録の抹消を行います。

- ①登録ボランティアが、「3 ボランティアの登録(2)」の登録条件に該当しないこととなった場合
- ②登録ボランティアが、区の目的・方針から逸脱した活動を行った場合
- ③登録ボランティアが、虚偽の申請に基づき活動するなど、信義に反する行為を行った場合
- ④区長が、更新不認定通知書を登録ボランティアに交付した場合
- ⑤その他、登録ボランティアの活動が、この活動ガイドラインに定める目的を達成するために支障があると認められる場合

登録ボランティアの登録を抹消した場合には、登録ボランティアに対し、登録抹消通知書を交付します。ただし、更新不認定通知書を交付した場合は、これを登録抹消通知書に代えることができるものとします。

登録を抹消された登録ボランティアは、抹消をされた年度から起算して3年間は登録することはできません。

13 担当・問い合わせ

板橋区保健所 生活衛生課管理係

所在地：〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32 番 15 号

電話：03-3579-2332

メールアドレス：ki-seiei@city.itabashi.tokyo.jp

各種届出申請用紙

必要に応じて印刷してご利用ください。
データが必要な場合は、担当までご連絡をお願いいたします。
電子メールでお送りいたします。

登録ボランティア 関係

登録申請書	15
更新申請書	17
活動報告書	18
登録事項変更届	21
登録ボランティア証再交付申請書	22
終了届	23

助成金 関係

助成条件	24
猫の譲渡・TNRに係る費用助成金申請書・請求書及び手術等完了届兼支払金 口座振替依頼書	26
飼い主募集申請書	28
委任状	30

助成金 関係（記入例）

猫の譲渡・TNRに係る費用助成金申請書・請求書及び手術等完了届兼支払金 口座振替依頼書	31
飼い主募集申請書	33
委任状	34

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者氏名

板橋区登録猫ボランティア登録申請書

私は、板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱の趣旨に賛同し、区の方針に則り、登録ボランティアの責務を遵守して誠実に活動する意思を有するので、下記のとおり、板橋区登録猫ボランティアの登録を申請します。

記

1 申請内容

団体名（団体登録のみ）	
氏名（団体の場合は代表者）	
住所	
電話番号	
活動内容	☐ TNR活動 ← いずれか一方、 ☐ 猫の譲渡活動 又は両方を選択 ☒ 本活動の地域への周知 ☒ 関係者会議への参加
活動範囲（必要に応じて地図を添付すること）	

※団体の場合は構成員を下記に記入してください。

氏名	住所	電話番号

※構成員が記載欄を超える場合は、別紙（様式なし）を添付すること。

2 提出書類

- ・登録申請書（この用紙）
- ・顔写真（横2cm×縦2.5cm）
- ・身分証明書の写し（運転免許証など）

板橋区登録猫ボランティア事業実施要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、猫に係る地域の環境問題を住民の意思による活動により解決し、より良い地域環境を目指すことを目的とする。

（方針）

第3条 第1条に定める目的を達成するため、区における猫に係る地域の環境問題を解決するための活動（以下「活動」という。）は、次の各号に掲げる方針に従って行うものとする。

- （1）地域住民の協力を得ながら、周辺地域の環境衛生に配慮しながら行うこと。
- （2）飼い主のいない猫もしくは適正な管理を受けておらず、周辺地域に環境問題を発生させている飼い猫を減少させていくこと。
- （3）猫による地域トラブルを減少させていくこと。

（登録ボランティアの責務）

第16条 登録ボランティアは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）活動範囲周辺における飼い主のいない猫のために給餌を適切に行い、トイレ等を適切に設置・管理し、清掃をして地域住民の迷惑や苦情等の原因とならないように努めること。
- （2）活動範囲周辺の飼い主のいない猫に対し、去勢・不妊手術が実施されるよう努めること。
- （3）地域住民に対し、活動の内容等について理解を得られるよう努めること。
- （4）飼い主のいない猫を保護する場合は、飼育環境を清潔に保ち、適正飼養に努めること。
- （5）飼い主のいない猫を譲渡する場合は、飼育希望者と誠意をもって譲渡について相談すること。

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア更新申請書

下記のとおり、来年度以降も板橋区登録猫ボランティアとして活動するため、登録の更新を申請します。

なお、登録事項について変更箇所は以下の通りです。

記

○登録事項の変更について （ 変更あり ・ 変更なし ）

○変更内容

1 団体名及び活動内容

変更事項	旧	新
団体名		
活動内容	☐ TNR活動 ☐ 猫の譲渡活動	☐ TNR活動 ☐ 猫の譲渡活動

2 構成員

該当する変更箇所に○をつけ、記載してください。

変更箇所	氏名	住所	電話番号
追加 脱退	新		
内容変更	旧		
追加 脱退	新		
内容変更	旧		

※欄が不足する場合は、別紙に記載すること（様式なし）

3 活動範囲

--

※必要に応じて地図を添付すること

第8号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア活動報告書（年度）

今年度行った活動について、下記のとおり報告します。

記

1 活動内容

☐ TNR活動

☐ 猫の譲渡活動

2 活動範囲

3 猫について

TNR活動	全体数（ご自身が管理されている猫の数）	匹
	去勢・不妊手術実施数	匹
譲渡活動	保護数	匹
	譲渡数	匹
	去勢・不妊手術実施数	匹
	マイクロチップ装着数	匹

4 地域での活動について

(1) 餌場の管理状況

餌場の数 _____ か所

給餌の時間 _____

その他（給餌方法、清掃等）

()

(2) トイレの管理状況

設置数 _____ か所

設置場所 _____

清掃頻度 _____

その他（トイレの利用頻度等）

()

(3) 地域の協力者

人数 _____ 人

協力内容

()

(4) 活動の周知方法（地域に配布したチラシ等がある場合は、添付してください。）

()

(5) 苦情等（苦情がなかった場合は記入不要です。）

- ☐ 糞尿の被害 ☐ 給餌に関すること ☐ ごみ荒らし ☐ 鳴き声
☐ その他（）

苦情内容の詳細、対応等

5 保護した猫の飼育について（対象の方のみご記入ください。）

飼育方法 ☐ ケージ飼育 ☐ 室内で放し飼い

1 日の給餌回数 回

トイレの清掃頻度

飼育場所の清掃頻度

健康管理の方法

その他（病気になった時の対応等）

6 その他

報告について記載欄が不足する場合は、別紙（様式なし）に記載し、添付してください。

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア登録事項変更届

下記のとおり登録事項の変更をしたので届け出ます。

記

1 団体名及び活動内容

変更事項	旧	新
団体名		
活動内容	☐ TNR活動 ☐ 猫の譲渡活動	☐ TNR活動 ☐ 猫の譲渡活動

2 構成員

該当する変更箇所に○をつけ、記載してください。

変更箇所	氏名	住所	電話番号
追加 脱退 内容変更	新		
	旧		
追加 脱退 内容変更	新		
	旧		
追加 脱退 内容変更	新		
	旧		

※構成員が記載欄を超える場合は、別紙（様式なし）を添付すること

3 活動範囲

--

※必要に応じて地図を添付すること

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア証再交付申請書

下記のとおり、板橋区登録猫ボランティア証を（ き損 ・ 紛失 ）したので、再交付を申請します。

記

1 登録者

氏 名		電話番号	
住 所			

2 活動内容

- （１）TNR活動 ☐ ←いずれか一方、又は両方を選択
- （２）猫の譲渡活動 ☐
- （３）本活動の地域への周知 ☒
- （４）関係者会議への参加 ☒

3 活動範囲

--

4 提出書類

- ・再交付申請書（この用紙）
- ・顔写真（横 2 cm×縦 2.5 cm）

生活衛生課記入欄	
登 録 番 号	
登 録 日	
登録期間満了日	年 3 月 31 日

年 月 日

（宛先）板橋区長

個人の場合

申請者氏名	
-------	--

団体の場合

団体名	
代表者氏名	

板橋区登録猫ボランティア終了届

板橋区登録猫ボランティアの活動を終了しますので届け出ます。

記

1 終了の理由

- ☐ 事情により、活動を続けることが困難になったため。
- ☐ 板橋区から転出するため。
- ☐ 板橋区に居住する成年の構成員が半数を割ったため。（団体登録の場合）
- ☐ 板橋区内において活動することが困難になったため。
- ☐ 区の方針に則った活動を行うことが困難になったため。
- ☐ その他

2 注意事項

- ・区が配布した証明書や物品は速やかに区に返却すること。

生活衛生課記入欄	
登 録 番 号	
登 録 日	
登録期間満了日	年 3 月 31 日

助成条件

1 実施状況報告

区長は、登録猫ボランティアの助成に係る活動の実施状況について、必要があると認めるときは、登録ボランティアに報告を求めることがある。

2 是正のための措置

区長は、1による実施状況報告の審査の結果、この要綱に定める助成条件に適合しないと認められるときは、当該助成事業等につき、登録ボランティアに対しこれに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

3 交付決定の取消し

区長は、登録ボランティアが次のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき

(2) 助成金を他の用途に使用したとき

(3) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

なお、(1)から(3)までの規定は、助成金について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 助成金の返還

区長は、登録ボランティアが、交付の決定の全部又は一部が取り消された場合は、期限を定めて当該部分に係る助成金の返還を命じるものとする。

5 違約加算金

登録ボランティアは、3により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命じられたときには、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

6 延滞金

登録ボランティアは、4により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

7 事情変更による届出

登録ボランティアは、助成金の交付の決定を受けた後に、事情の変更を生じた場合は、速やかにその旨を知事に届け出て、その承認又は指示を受けるものとする。

8 他の助成金等の一時停止等

区長は、登録ボランティアが助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金又は延滞金の全部若しくは一部を納付しない場合においては、他に同種の事務又は、事業について交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

9 財産処分の制限

登録ボランティアは、助成事業により取得し、又は効用を増加した不動産及びその従物並びに助成事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械器具等については、地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数を経過するまで、区長の承認を受けないでこの助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

10 財産処分による収入の納付

9 の規定による区長の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、区長は登録ボランティアに対し、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

11 財産の管理義務

登録ボランティアは、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らねばならない。

12 助成の条件

助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額についての条件は、以下のとおりとする。

事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに区長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

13 財産処分等による収入の納付

登録ボランティアから財産の処分による収入又は助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、区長は、その納付額の全部又は一部を納付させることがある。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者（団体の場合は、代表者の氏名・住所を記入）

団体名： _____

氏名： _____

住所：〒

板橋区 _____

**猫の譲渡・TNRに係る費用助成金申請書・請求書
及び手術等完了届兼支払金口座振替依頼書**

猫の（去勢・不妊手術 / マイクロチップの装着）が完了しましたので、領収書を添えて下記のとおり申請・請求します。

なお、支払金は下記の口座にお振り込みください。

記

1 請求金額

¥

【内訳】

・去勢手術(オス)	10,000円	×	匹	=	円
・不妊手術(メス)	16,000円	×	匹	=	円
・マイクロチップ装着	7,500円	×	匹	=	円

2 振込口座情報

振込先金融機関		銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合							支店
振 込 口 座	預金種別	普通							当座
	口座番号								右づめをお願いします
	フリガナ								
	氏 名								

※団体で申請する場合、申請者及び振込口座情報は代表者となります

※領収書の宛名と申請者氏名または振込口座氏名が異なる場合は、委任状が必要です

3 手術等した猫（手術＝去勢・不妊手術 ／ MC＝マイクロチップ）

申請する猫は、板橋区内で生活する猫です。

	性 別	手術日 MC装着日	活 動 内 容	MC 番号 ※TNRの場合は、猫の毛色、 体格、推定年齢を記入
1	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
2	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
3	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
4	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
5	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
6	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
7	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	

※記入欄が不足したときは、裏面または別紙に記入してください

合 計	去勢手術 (オス) 匹	不妊手術 (メス) 匹	MC装着 匹
-----	----------------	----------------	--------

※TNRをした猫の場合は、マイクロチップ装着費用の助成金の申請はできません

※特段の事情がない限り、TNRでは猫に耳カットをしてください

4 領収書の確認事項

□にレ印を記入してください。※領収書は原本をご提出ください（コピー不可）

1	宛名（登録猫ボランティアの氏名）が記載されている	☐
2	手術日（領収書発行日）が記載されている	☐
3	TNRをした猫の場合、 <u>飼い主のいない猫（ノラ猫）</u> の手術であることが記載されている	☐
4	去勢・不妊・MC装着の判別ができる	☐
5	複数匹の場合は、去勢・不妊・MC装着の匹数、金額の内訳が記載されている	☐
6	動物病院の情報（病院名、所在地、電話番号等）が記載されている	☐

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者（団体の場合は、代表者の氏名・住所を記入）

団体名： _____

氏名： _____

住所：〒

板橋区 _____

飼 い 主 募 集 申 請 書

保護した猫の新たな飼い主を募集するので、猫の写真を添えて下記のとおりワンニャンバンクに登録を申請します。

記

1 猫の情報

種 類				毛 色		
性 別	オス ・ メス	年 齢	才	か月	仮 名	
そ の 他 の 情 報	去勢・不妊手術	済 ・ 未	ひ と こ と	性 格 ・ 特 徴 等		
	マイクロチップ	有 ・ 無				
	耳カット（猫のみ）	有 ・ 無				
	健康状態	良 ・ 持病有				
	持病等がある場合は詳細を記入				条 件	
そ の 他						

※記入欄が不足したときや複数匹申請するときは、別紙（様式なし）にご記入ください

2 登録者の情報 下のいずれかの□にレ印を記入してください。

申請者と同じ ☐ / その他（下に登録者の情報を記入してください） ☐

氏 名			電話番号	
住 所	板橋区			

※登録者の情報は、ワンニャンバンクホームページには掲載いたしません。

3 注意事項

○譲渡予定の猫の助成金を申請する場合は、この申請書と猫の写真の提出によるワンニャンバンクへの登録が必要です。対象の猫を捕獲する前に、すでに新たな飼い主が決まっている等の場合は、事前に生活衛生課までご相談ください。

○申請前に、ワンニャンバンクホームページ「犬や猫を譲りたい方」「手続きの流れ」を必ずご確認ください、記載内容に同意の上でご申請ください。

ホームページ
はこちら ▶



○猫の写真は、全身が写っているものをご提出ください。

○登録期間(ホームページ掲載期間)は登録日から3か月です。掲載延長を希望する場合は、登録期間満了の日までに生活衛生課までご連絡ください。延長は、登録日から最大6か月までとなります。

○譲渡に際し、譲り受け希望者に去勢・不妊手術費用、マイクロチップが装着費用、ワクチン接種費用等を請求する場合は、事前によく説明し、合意の上で話し合いを進めてください。ただし、去勢・不妊手術費用、マイクロチップ装着費用については、助成金を申請した場合または申請予定の場合は、譲り受け希望者にこれらの費用を請求することとはできません。(生体は無料提供に限ります)

○下記に該当するときは、生活衛生課にご連絡ください。☎03-3579-2332

- ・ 譲渡が成立したとき
 - ▶ホームページの掲載を取り下げます。
- ・ ワンニャンバンク以外で譲渡相談中のとき
 - ▶ホームページに、紹介中のためご案内できない旨を追記します。
- ・ 登録期間の延長を希望するとき
 - ▶登録期間満了の日までにご連絡ください。

年 月 日

委 任 状

申請人 住所 板橋区

氏名

私の「猫の譲渡・TNRに係る費用助成金」の { 申請 ・ 受領 } を下記の者に委任します。

代理人 住所 板橋区

氏名

記入例

第1号様式（第6条関係）

〇〇年 〇月 〇日

（宛先）板橋区長

申請者（団体の場合は、代表者の氏名・住所を記入）

団体名： 板橋区猫の会

氏名： 板橋 太郎

住所： 〒 173-0014

板橋区大山東町 32-15

金額、振込口座記入欄は二重線
訂正ができません。書き間違え
のないようにお願いします。

猫の譲渡・TNRに係る費用助成金申請書・請求書 及び手術等完了届兼支払金口座振替依頼書

猫の（去勢・不妊手術）／（マイクロチップの装着）が完了しましたので、領収書
を添えて下記のとおり申請・請求します。

なお、支払金は下記の口座にお振り込みください。

記

1 請求金額

¥ 31,000

内訳の合計金額を記入する。

【内訳】

・去勢手術（オス） 10,000円 × 1匹 = 10,000円
・不妊手術（メス） 16,000円 × 1匹 = 16,000円
・マイクロチップ装着 ~~7,500~~円 × 1匹 = 5,000円
5,000

手術費用が助成金額に満たない場合は、
かかった手術費用が助成金額となります。
必要に応じて金額の修正をお願いします。

2 振込口座情報

振込先金融機関		ゆうちょ <u>銀行</u> 農業協同組合 信用金庫・信用組合 〇〇八 支店						
振 込 口 座	預金種別	<u>普通</u> 当座						
	口座番号	1	2	3	4	5	6	7 右づめでお願いします
	フリガナ	イタバシ タロウ						
	氏 名	板橋 太郎						

※団体で申請する場合、申請者及び振込口座情報は代表者となります

※領収書の宛名と申請者氏名または振込口座氏名が異なる場合は、委任状が必要です

記入例

3 手術等した猫（手術＝去勢・不妊手術 / MC＝マイクロチップ）

申請する猫は、板橋区内で生活する猫です。

	性別	手術日 MC装着日	活動内容	MC番号 ※TNRの場合は、猫の毛色、 体格、推定年齢を記入
1	オス・メス	〇〇年〇月〇日	TNR・譲渡	白黒、中、推定1才
2	オス・メス	〇〇年〇月〇日	TNR・譲渡	392146
3	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
4	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
5	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
6	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	
7	オス・メス	年 月 日	TNR・譲渡	

※記入欄が不足したときは、裏面または別紙に記入してください

合 計	去勢手術 (オス) 1 匹	不妊手術 (メス) 1 匹	MC装着 1 匹
-----	------------------	------------------	----------

※TNRをした猫の場合は、マイクロチップ装着費用の助成金の申請はできません

※特段の事情がない限り、TNRでは猫に耳カットをしてください

4 領収書の確認事項

□にレ印を記入してください。※領収書は原本をご提出ください（コピー不可）

1	宛名（登録猫ボランティアの氏名）が記載されている	☒
2	手術日（領収書発行日）が記載されている	☒
3	TNRをした猫の場合、飼い主のいない猫（ノラ猫）の手術であることが記載されている	☒
4	去勢・不妊・MC装着の判別ができる	☒
5	複数匹の場合は、去勢・不妊・MC装着の匹数、金額の内訳が記載されている	☒
6	動物病院の情報（病院名、所在地、電話番号等）が記載されている	☒

記入例

第2号様式（第6条関係）

〇〇年 〇月 〇日

（宛先）板橋区長

申請者（団体の場合は、代表者の氏名・住所を記入）

団体名： 板橋区猫の会

氏名： 板橋 太郎

住所：〒173-0014

板橋区大山東町 32-15

飼い主募集申請書

保護した猫の新たな飼い主を募集するので、猫の写真を添えて下記のとおりワンニャンバンクに登録を申請します。

記

1 猫の情報

種類	雑種			毛色	黒	
性別	オス・ <u>メス</u>	年齢	才	7か月	仮名	<u>ココ</u>
その他の情報	去勢・不妊手術	<u>済</u> ・未	ひとこと	性格・特徴等	人慣れしていて甘えん坊です。	
	マイクロチップ	<u>有</u> ・無			猫の情報の仮名、性格・特徴等、条件、その他の部分の記入は任意となります。	
	耳カット（猫のみ）	有・ <u>無</u>				
	健康状態	<u>良</u> ・持病有				
	持病等がある場合は詳細を記入					
その他			条件	仲良しの猫と2匹セットで譲渡希望です。		

※記入欄が不足したときや複数匹申請するときは、別紙（様式なし）にご記入ください

2 登録者の情報 下のいずれかの□にレ印を記入してください。

申請者と同じ ☒ / その他（下に登録者の情報を記入してください） ☐

氏名		電話番号	
住所	板橋区		

※登録者の情報は、ワンニャンバンクホームページには掲載

記入例

〇〇年 〇月 〇日

委任状

申請人 住所 板橋区大山東町 32-15

委任状は、すべて自署で記入するか、入力されたものをご提出される場合は氏名の横に押印をお願いします。

氏名 板橋区猫の会 板橋 太郎

団体登録の方は、委任状のご提出が必要です。内容は、団体の代表者から個人に委任するというものになります。記入例を参考にご記入をお願いします。

私の「猫の譲渡・TNRに係る費用助成金」の { 申請 ・ 受領 } を下記の者に委任します。

代理人 住所 板橋区大山東町 32-15

氏名 板橋 太郎